

教政第50号
令和3年5月5日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和3年5月6日以降の県立学校における教育活動等に係る
感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、県立学校長に対し、別紙のとおり通知いたしました。

各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校において、適切な対応が行われるよう、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

教政第49号
令和3年5月5日

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

令和3年5月6日以降の県立学校における教育活動等に係る
感染拡大防止対策について（通知）

県内では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加や、学校におけるクラスターの発生などを踏まえ、令和3年5月5日（水）までの間においては、令和3年4月27日付け「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の更なる強化について（通知）」による「更なる対策強化」の取組を実施していただいたところです。

本県においては、4月20日（火）から発動された「とくしまアラート・感染拡大注意・急増」が継続中であり、さらには、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4に基づく「まん延防止等重点措置」の適用要請を行うなど、依然として感染拡大防止に向けた取組を強力に進めることが必要な状況であります。

このため、5月6日以降について、別添資料「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について」のとおり実施することといたしますので、取組の徹底が図られるよう、適切にご対応いただくとともに、児童生徒等及び保護者並びに貴所属教職員への周知をお願いいたします。

また、「部活動」における感染拡大防止対策については、本日付けで「部活動の再開における感染拡大防止対策の『更なる徹底』について（通知）」を別途、発出しておりますので併せてご確認いただき、より一層の取組の徹底をお願いいたしますとともに、令和3年3月22日付け教政第371号通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（R3.3.22改訂版）」についても御留意いただき、円滑な学校運営に努めてくださいますようお願いいたします。

令和3年4月27日付け教政第46号「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の更なる強化について（通知）」は廃止いたします。

なお、現在、国に対して「まん延防止等重点措置」の適用要請を行っていますが、今後、本県で適用となった場合においても、今回通知する「感染拡大防止対策」を、引き続き継続することといたします。ただし、学校で新たな感染が拡大した場合には、別途対策を講じることもありますのでご留意ください。

1 学習指導について

基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い、次のような教育活動は実施しないこと。また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図ること。

＜感染症リスクの高い教育活動例＞

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2 学校行事について

- ・県内外を問わず、修学旅行や遠足などの校外行事の実施は延期等とすること。
- ・その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、オンラインでの実施や延期等とすること。

3 部活動について

＜5月6日から5月11日まで＞

- ・「密集する運動」や「近距離での組み合ったり接触したりする場面が多い活動」、「向かい合って発声する活動」は避けること。
- ・活動内容等は精選し、短時間（平日は1時間以内、休日は2時間以内）での活動とすること。
- ・活動開始前の検温をはじめとする健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・部活動開始前、休憩時、終了後の食事は避け、水分補給等を行う際には飛沫を飛ばさないよう会話を控えるとともに、活動終了後は速やかに下校させることについて、特に指導を徹底すること。
- ・県内外を問わず合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止すること。また、県外からの講師招聘は、原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討すること。

- ・ ただし、公式な大会やコンクール等について、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能とする。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じること。

※ 学校において感染拡大が見られた場合は、その学校については部活動の「休止」措置について、教育委員会と協議すること。

< 5月12日以降 >

- ・ 活動内容等は精選し、短時間（平日は2時間以内、休日は3時間以内）での活動とすること。

※その他の項目については、同上

4 研修及び出張について

- ・ 教職員研修等については、オンラインでの実施又は延期等とすること。
- ・ 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は原則禁止とする。

＜お問い合わせ先＞

【本通知に関すること】

教育政策課 働き方・発信戦略担当

電話 088-621-3159

【学習指導・学校行事に関すること】

(義務教育に関すること)

学校教育課 義務教育・G I G A担当

電話 088-621-3114

(高校教育に関すること)

学校教育課 高校教育・G I G A担当

電話 088-621-3104

(体育・保健体育に関すること)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

【部活動に関すること】

(文化部活動について)

グローバル・文化教育課 あわっ子文化担当

電話 088-621-3055

(運動部活動について)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

【教職員研修に関すること】

教職員課 人材育成担当

電話 088-621-3123

県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について

感染拡大抑止“緊急対策”実施期間： 4月20日（火）～5月5日（水・祝）まで	5月6日（木）以降の対応	
感 染 拡 大 注 意 「 急 増 」 ス テ ー ジ Ⅲ		
R3. 4. 27発出通知 更なる対策強化	5月6日から5月11日まで	5月12日以降
1 学習指導に関すること 各教科等の指導においても、基本的な感染症対策を講じるとともに、 感染リスクの高い教育活動は実施しない。 また、 1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実 により、学習活動の継続を図る。	(同左)	(同左)
<感染症リスクの高い教育活動例> ・各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で大きな声で話す活動」 ・音楽における「 室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏 」 ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が 近距離で活動する調理実習 」 ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」 ・体育、保健体育における「 児童生徒等が密集する運動 」や「 近距離で組み合ったり接触したりする運動 」	(同左)	(同左)

R3. 4. 27発出通知 更なる対策強化	5月6日から5月11日まで	5月12日以降
2 学校行事の実施に関する事 <u>県内外を問わず、修学旅行・遠足などの校外行事の実施は延期等</u> その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、<u>オンラインでの実施や延期等</u>とする。	(同左)	(同左)
3 部活動に関する事 ・<u>全ての部活動を4月27日(火)から5月5日(水・祝)まで休止</u>	3 部活動に関する事 ・短時間(平日1時間以内、休日2時間以内)での活動 ・「密集する運動」や「近距離での組み合ったり接触したりする場面の多い活動」「向かい合って発声する活動」は避ける ・<u>更なる指導の徹底</u> (1)開始前の検温の徹底 (2)水分補給等を行う際には会話を控える (3)部活動開始前・休憩時・終了後の食事は避ける (4)終了後は速やかに下校 <u>※学校において感染拡大が見られた場合、その学校については「休止」の措置も検討</u>	3 部活動に関する事 ・短時間(平日2時間以内、休日3時間以内)での活動 (同左)
	・県内外を問わず<u>合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止</u> ・<u>県外からの講師招聘は原則禁止</u>とし、オンラインによる指導を検討	(同左)
・<u>公式な大会等についても不参加</u>	・ただし、<u>公式な大会やコンクール等について、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能</u>。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じる。	(同左)
4 研修及び出張に関する事 ・教職員研修等について、<u>オンラインでの実施、あるいは延期等</u> ・<u>緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止</u>	(同左)	(同左)